

和歌山市公報

告示 第81号 別冊

令和7年（2025年）3月18日（号外 第5号）

令和 7 年度和歌山市一般会計予算

令和 7 年度和歌山市の一般会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 6 0 , 3 9 5 , 2 8 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

(地方債)

第 3 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 3 表 地方債」による。

(一時借入金)

第 4 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、3 0 , 0 0 0 , 0 0 0 千円と定める。

(歳出予算の流用)

第 5 条 地方自治法第 2 2 0 条第 2 項ただし書の規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 各項に計上した給料、職員手当等及び共済費にかかる予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 市 税		60,678,766
	1 市 民 税	24,100,550
	2 固 定 資 産 税	25,862,813
	3 軽 自 動 車 税	1,313,838
	4 市 た ば こ 税	2,726,903
	5 鉱 産 税	1
	6 都 市 計 画 税	4,329,575
	7 事 業 所 税	2,316,586
	8 入 湯 税	28,500
2 地 方 譲 与 税		852,000
	1 特 別 と ん 譲 与 税	132,000
	2 自 動 車 重 量 譲 与 税	511,000
	3 地 方 揮 発 油 譲 与 税	157,000
	4 森 林 環 境 譲 与 税	52,000
3 利 子 割 交 付 金		45,000
	1 利 子 割 交 付 金	45,000
4 配 当 割 交 付 金		476,000
	1 配 当 割 交 付 金	476,000
5 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金		643,000
	1 株 式 等 譲 渡 所 得 割 交 付 金	643,000
6 法 人 事 業 税 交 付 金		689,000
	1 法 人 事 業 税 交 付 金	689,000
7 地 方 消 費 税 交 付 金		9,410,000
	1 地 方 消 費 税 交 付 金	9,410,000
8 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金		12,000
	1 ゴ ル フ 場 利 用 税 交 付 金	12,000
9 環 境 性 能 割 交 付 金		110,000

(単位 千円)

款	項	金 額
	1 環 境 性 能 割 交 付 金	110,000
10 地 方 特 例 交 付 金		394,000
	1 地 方 特 例 交 付 金	383,000
	2 新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金	11,000
11 地 方 交 付 税		18,600,000
	1 地 方 交 付 税	18,600,000
12 交通安全対策特別交付金		33,000
	1 交通安全対策特別交付金	33,000
13 分 担 金 及 び 負 担 金		561,269
	1 負 担 金	561,269
14 使 用 料 及 び 手 数 料		2,593,074
	1 使 用 料	1,867,252
	2 手 数 料	725,822
15 国 庫 支 出 金		38,705,383
	1 国 庫 負 担 金	27,524,017
	2 国 庫 補 助 金	3,073,730
	3 国 庫 交 付 金	8,090,114
	4 国 庫 委 託 金	17,522
16 県 支 出 金		12,849,852
	1 県 負 担 金	9,069,282
	2 県 補 助 金	2,819,362
	3 県 交 付 金	737,259
	4 県 委 託 金	220,449
	5 県 貸 付 金	3,500
17 財 産 収 入		436,153
	1 財 産 運 用 収 入	345,923
	2 財 産 売 払 収 入	90,230
18 寄 附 金		2,882,040
	1 寄 附 金	2,882,040

(単位 千円)

款	項	金 額
19 繰 入 金		809,498
	1 基 金 繰 入 金	700,641
	2 特 別 会 計 繰 入 金	108,857
20 繰 越 金		1
	1 繰 越 金	1
21 諸 収 入		2,789,748
	1 延滞金・加算金及び過料	69,001
	2 市 預 金 利 子	1
	3 貸 付 金 収 入	1,305,051
	4 受 託 事 業 収 入	65,972
	5 弁 償 金	30
	6 物 品 売 払 収 入	233
	7 雑 入	1,349,460
22 市 債		6,825,500
	1 市 債	6,825,500
歳 入 合 計		160,395,284

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 議 会 費		898,336
	1 議 会 費	898,336
2 総 務 費		12,885,412
	1 総 務 管 理 費	8,108,744
	2 徴 税 費	1,531,705
	3 市 民 生 活 費	603,581
	4 戸 籍 住 民 基 本 台 帳 費	793,995
	5 選 挙 費	234,556
	6 統 計 調 査 費	259,027
	7 文 化 ス ポ ー ツ 費	1,181,259
	8 監 査 委 員 費	102,072
	9 人 事 委 員 会 費	70,473
3 民 生 費		80,301,297
	1 社 会 福 祉 費	33,304,012
	2 生 活 保 護 費	18,341,221
	3 児 童 福 祉 費	24,639,058
	4 災 害 救 助 費	12,282
	5 年 金 保 険 費	3,499,083
	6 市 民 福 祉 費	505,641
4 衛 生 費		9,834,011
	1 保 健 衛 生 費	4,306,681
	2 清 掃 費	5,080,942
	3 環 境 保 全 費	446,388
5 農 林 水 産 業 費		1,038,880
	1 農 業 費	748,966
	2 農 林 緑 花 費	148,861
	3 水 産 業 費	141,053
6 商 工 費		3,706,625
	1 商 工 費	2,754,966

(単位 千円)

款	項	金 額
	2 観 光 費	951,659
7 土 木 費		8,778,420
	1 土 木 管 理 費	1,037,999
	2 道 路 橋 梁 費	3,387,558
	3 河 川 費	392,860
	4 都 市 計 画 費	963,557
	5 都 市 計 画 道 路 費	250,821
	6 公 園 費	358,712
	7 下 水 道 費	563,692
	8 住 宅 費	1,823,221
8 消 防 費		5,427,843
	1 消 防 費	5,427,843
9 教 育 費		10,171,652
	1 教 育 総 務 費	2,314,671
	2 小 学 校 費	2,832,104
	3 中 学 校 費	815,785
	4 高 等 学 校 費	837,985
	5 幼 稚 園 費	504,644
	6 社 会 教 育 費	2,154,819
	7 保 健 体 育 費	711,644
10 災 害 復 旧 費		323,915
	1 土 木 施 設 災 害 復 旧 費	323,915
11 公 債 費		17,959,916
	1 公 債 費	17,959,916
12 諸 支 出 金		8,998,977
	1 公 営 企 業 費	8,785,468
	2 集 落 排 水 費	213,509
13 予 備 費		70,000
	1 予 備 費	70,000

(単位 千円)

款	項	金 額
歳 出	合 計	160,395,284

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
財務会計システム公金収納対応事業	令和8年度	2,118
合 計		2,118

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
奨学金返還助成事業（令和7年度募集分）	令和8年度 令和12年度	250千円×交付対象者 奨学金受取総月数/12
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
ガバメントクラウド回線運用管理事業	令和8年度 令和12年度	50,386
合 計		50,386

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・住基系システム運営事業	令和8年度 令和12年度	175,230
合 計		175,230

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・保険系システム運営事業	令和8年度 令和12年度	398,750
合 計		398,750

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・債権回収システム運営事業	令和 8 年 度 令和 1 2 年 度	66,449
合 計		66,449

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム移行事業	令和 8 年 度	344,993
合 計		344,993

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
標準準拠・税系システム運営事業	令和 8 年 度 令和 1 3 年 度	69,411
合 計		69,411

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市税納税通知書封入封緘等委託事業	令和 8 年 度	51,291
合 計		51,291

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
個人市民税課税資料パンチ委託事業	令和 8 年 度	282
合 計		282

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
滞納整理・電話催告事業	令和 8 年 度 令和 9 年 度	48,312
合 計		48,312

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地域包括支援センター委託事業	令和 8 年 度	24,127
合 計		24,127

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
次期ごみ処理施設整備事業（基本設計等業務）	令和 8 年 度 令和 9 年 度	336,506
合 計		336,506

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
小規模事業者経営改善資金等利子補給事業	令和 8 年 度 令和 1 1 年 度	貸付限度額 8 0 0 , 0 0 0 千円の年 1 . 0 % を上限として利息相当額の 1 / 2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
女性・若者・シニア新規開業資金等利子補給事業	令和 8 年 度 令和 1 1 年 度	貸付限度額 2 5 0 , 0 0 0 千円の年 1 . 0 % を上限として利息相当額の 1 / 2
合 計		-

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
契約・業者管理システム更新事業	令和 8 年 度 令和 1 2 年 度	130,465
合 計		130,465

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
市道管理事業 (植栽管理業務委託)	令和 8 年 度 令和 9 年 度	40,296
合 計		40,296

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
地方道整備事業 (梅原広場アクセス道路)	令和 8 年 度 令和 9 年 度	576,300
合 計		576,300

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
下水路整備事業 (貴志地区梅原下水路整備工事)	令和 8 年 度 令和 9 年 度	466,700
合 計		466,700

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
岡崎団地建替事業	令和 8 年 度 令和 9 年 度	2,362,903
合 計		2,362,903

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
特別支援教育就学奨励費システム事業	令和 8 年 度 令和 1 2 年 度	5,445
合	計	5,445

第3表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
庁舎整備事業	80,600	証書借入又は債券発行	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、市財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
防災基盤整備事業	63,300	〃	〃	〃
支所・連絡所整備事業	7,800	〃	〃	〃
文化財保護事業	24,500	〃	〃	〃
博物館整備事業	35,100	〃	〃	〃
スポーツ施設整備事業	28,700	〃	〃	〃
社会福祉総務事業	7,400	〃	〃	〃
八番丁館解体撤去事業	79,500	〃	〃	〃
認定こども園等整備事業	69,900	〃	〃	〃
児童館整備事業	300	〃	〃	〃
隣保館整備事業	1,700	〃	〃	〃
斎場整備事業	59,400	〃	〃	〃
保健所整備事業	73,200	〃	〃	〃
清掃運搬施設整備事業	14,200	〃	〃	〃
清掃工場施設整備事業	342,200	〃	〃	〃
農業施設整備事業	174,700	〃	〃	〃
四季の郷公園整備事業	6,700	〃	〃	〃
沿岸漁場整備開発事業	6,400	〃	〃	〃
共同作業場整備事業	5,800	〃	〃	〃
勤労者総合センター整備事業	32,300	〃	〃	〃
和歌山城公園整備事業	5,500	〃	〃	〃
道路施設改善事業	849,200	〃	〃	〃
緊急避難道路等整備事業	59,000	〃	〃	〃
地方道整備事業	567,100	〃	〃	〃

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
交通安全施設 整備事業	900	証書借入又は 債券発行	年4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率）	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
河川整備事業	123,200	〃	〃	〃
準用河川改修 事業	67,700	〃	〃	〃
都市計画県工 事負担金	7,400	〃	〃	〃
街路事業	123,400	〃	〃	〃
公園施設整備 事業	34,000	〃	〃	〃
水路維持事業	24,000	〃	〃	〃
下水道施設管 理事業	21,000	〃	〃	〃
下水路整備事 業	25,000	〃	〃	〃
住宅改善事業	262,200	〃	〃	〃
消防施設整備 事業	878,100	〃	〃	〃
小学校施設整 備事業	41,300	〃	〃	〃
中学校施設整 備事業	17,000	〃	〃	〃
高等学校施設 整備事業	137,900	〃	〃	〃
地区集会所整 備事業	4,400	〃	〃	〃
こども科学館 整備事業	110,600	〃	〃	〃
コミュニティ センター整備 事業	19,000	〃	〃	〃
体育施設整備 事業	78,500	〃	〃	〃
土木施設災害 復旧事業	97,000	〃	〃	〃
水道事業会計 出資金	864,800	〃	〃	〃
借換債	1,293,600	〃	〃	〃
計	6,825,500			

令和 7 年度和歌山市国民健康保険事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 3 7 , 3 5 0 , 5 5 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 国民健康保険料		6,463,012
	1 国民健康保険料	6,463,012
2 使用料及び手数料		1,001
	1 手数料	1,001
3 国庫支出金		2,838
	1 国庫補助金	2,838
4 県支出金		27,238,315
	1 県補助金	59,769
	2 県交付金	27,178,546
5 繰入金		3,444,130
	1 一般会計繰入金	3,444,130
6 繰越金		1
	1 繰越金	1
7 諸収入		201,257
	1 貸付金収入	1
	2 雑収入	201,256
歳入合計		37,350,554

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		547,537
	1 総 務 管 理 費	547,537
2 保 険 給 付 費		26,957,707
	1 療 養 諸 費	23,554,000
	2 高 額 療 養 費	3,283,000
	3 移 送 費	200
	4 出 産 育 児 諸 費	104,889
	5 葬 祭 諸 費	15,450
	6 傷 病 手 当 諸 費	168
3 国民健康保険事業費納付金		9,347,210
	1 医 療 給 付 費 分 納 付 金	6,775,387
	2 後期高齢者支援金等分納付金	1,930,233
	3 介 護 納 付 金 分 納 付 金	641,590
4 保 健 事 業 費		334,993
	1 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	276,726
	2 保 健 事 業 費	58,267
5 諸 支 出 金		153,107
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	153,107
6 予 備 費		10,000
	1 予 備 費	10,000
歳 出 合 計		37,350,554

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和8年度	6,716
合 計		6,716

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
国民健康保険料収納対策事業	令和8年度 令和9年度	79,806
合 計		79,806

令和 7 年度和歌山市卸売市場事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の卸売市場事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 5 0 7, 9 1 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(地方債)

第 2 条 地方自治法第 2 3 0 条第 1 項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第 2 表 地方債」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		232,094
	1 使用料	232,094
2 国庫支出金		249,513
	1 国庫交付金	249,513
3 財産収入		468
	1 財産運用収入	468
	(財産売却収入)	
4 繰入金		247,284
	1 一般会計繰入金	247,284
5 諸収入		204,855
	1 雑収入	204,855
6 市債		573,700
	1 市債	573,700
歳入合計		1,507,914

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 卸売市場費		1,300,990
	1 卸売市場費	1,300,990
2 公債費		206,824
	1 公債費	206,824
3 予備費		100
	1 予備費	100
歳出合計		1,507,914

第2表

地 方 債

(単位 千円)

起債の目的	限度額	起債の方法	利 率	償 還 の 方 法
卸売市場整備 事業	573,700	証書借入又 は債券発行	年4.0%以内（ただし、 利率見直し方式で借り入 れる政府資金及び地方公 共団体金融機構資金につ いて、利率の見直しを行っ た後においては、当該見 直し後の利率）	政府その他の資金の借入 れについては、その融通条 件による。ただし、市財政 の都合により据置期間及び 償還期限を短縮し、又は繰 上償還若しくは低利に借り 換えることができる。
計	573,700			

令和 7 年度和歌山市土地区画整理事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の土地区画整理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 9, 5 3 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		9,435
	1 東和歌山第二地区土地地区画整理事業一般会計繰入金	9,435
2 諸収入		102
	1 東和歌山第二地区土地地区画整理事業雑入	102
(繰越金)		
	(東和歌山第二地区土地地区画整理事業繰越金)	
歳入合計		9,537

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 東和歌山第二地区土地地区画整理事業費		9,537
	1 東和歌山第二地区土地地区画整理事業費	9,537
歳出合計		9,537

令和 7 年度和歌山市住宅改修資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の住宅改修資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 25,000 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		25,000
	1 貸 付 金 収 入	25,000
歳 入	合 計	25,000

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		25,000
	1 前年度繰上充用金	25,000
歳 出	合 計	25,000

令和 7 年度和歌山市住宅新築資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の住宅新築資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 5 5 8 , 6 1 1 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸収入		558,611
	1 貸付金収入	203,980
	2 雑収入	354,631
歳入合計		558,611

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		558,611
	1 前年度繰上充用金	558,611
歳出合計		558,611

令和 7 年度和歌山市宅地取得資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の宅地取得資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 2 2 6 , 3 3 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 諸 収 入		226,334
	1 貸 付 金 収 入	103,930
	2 雑 入	122,404
歳 入 合 計		226,334

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 前年度繰上充用金		226,334
	1 前年度繰上充用金	226,334
歳 出 合 計		226,334

令和 7 年度和歌山市駐車場管理事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の駐車場管理事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1, 6 2 5, 4 3 7 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(一時借入金)

第 2 条 地方自治法第 2 3 5 条の 3 第 2 項の規定による一時借入金の借入れの最高額は、1, 3 7 0, 0 0 0 千円と定める。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 使用料及び手数料		271,423
	1 使用料	271,423
2 繰入金		1,260
	1 一般会計繰入金	1,260
3 諸収入		1,352,754
	1 雑収入	1,352,754
歳入合計		1,625,437

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 駐車場管理費		147,079
	1 駐車場管理費	147,079
2 道路駐車場管理費		113,058
	1 道路駐車場管理費	113,058
3 前年度繰上充用金		1,365,000
	1 前年度繰上充用金	1,365,000
4 予備費		300
	1 予備費	300
歳出合計		1,625,437

令和 7 年度和歌山市母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 3 1 , 3 3 9 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 繰入金		2,292
	1 一般会計繰入金	2,292
2 繰越金		31,655
	1 繰越金	31,655
3 諸収入		97,392
	1 貸付金収入	97,382
	2 雑入	10
歳入	合計	131,339

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 母子父子寡婦福祉資金費		106,231
	1 母子父子寡婦福祉資金費	106,231
2 公債費		17,093
	1 公債費	17,093
3 諸支出金		8,015
	1 母子父子寡婦福祉資金費	8,015
歳出	合計	131,339

令和 7 年度和歌山市介護保険事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 4 2 , 8 3 9 , 0 8 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 介護保険料		7,964,513
	1 介護保険料	7,964,513
2 使用料及び手数料		50
	1 手数料	50
3 国庫支出金		10,835,276
	1 国庫負担金	7,634,973
	2 国庫補助金	7,963
	3 国庫交付金	3,192,340
4 県支出金		5,700,605
	1 県負担金	5,505,447
	2 県交付金	195,158
5 支払基金交付金		11,255,683
	1 支払基金交付金	11,255,683
6 財産収入		4,438
	1 財産運用収入	4,438
7 繰入金		7,074,019
	1 一般会計繰入金	6,611,583
	2 基金繰入金	462,436
8 繰越金		1
	1 繰越金	1
9 諸収入		4,500
	1 雑入	4,500
歳入合計		42,839,085

歳 出

(単位 千円)

款	項	金 額
1 総 務 費		820,984
	1 総 務 管 理 費	337,163
	2 介 護 認 定 費	483,821
2 保 険 給 付 費		40,443,013
	1 介 護 サ ー ビ ス 等 諸 費	39,140,281
	2 高 額 介 護 サ ー ビ ス 等 費	1,090,049
	3 高 額 医 療 合 算 費 介 護 サ ー ビ ス 等 費	161,857
	4 市 町 村 特 別 給 付 費	10,932
	5 そ の 他 諸 費	39,894
3 地 域 支 援 事 業 費		1,453,547
	1 介 護 予 防 ・ 生 活 支 援 サ ー ビ ス 事 業 費	1,242,252
	2 一 般 介 護 予 防 事 業 費	5,880
	3 包 括 的 支 援 事 業 ・ 任 意 事 業 費	200,359
	4 そ の 他 諸 費	5,056
4 基 金 積 立 金		4,438
	1 基 金 積 立 金	4,438
5 諸 支 出 金		112,103
	1 償 還 金 及 び 還 付 加 算 金	11,511
	2 重 層 的 支 援 体 制 整 備 金 事 業 繰 出 金	100,592
6 予 備 費		5,000
	1 予 備 費	5,000
歳 出 合 計		42,839,085

第2表

債務負担行為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令和8年度	9,356
合 計		9,356

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
介護保険事業計画策定事業	令和8年度	5,412
合 計		5,412

令和 7 年度和歌山市後期高齢者医療特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 2 , 1 2 3 , 1 7 5 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

(債務負担行為)

第 2 条 地方自治法第 2 1 4 条の規定により債務を負担する行為をすることができる事項、期間及び限度額は、「第 2 表 債務負担行為」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 後期高齢者医療保険料		5,378,238
	1 後期高齢者医療保険料	5,378,238
2 使用料及び手数料		11
	1 手数料	11
3 繰入金		6,732,982
	1 一般会計繰入金	6,732,982
4 繰越金		1
	1 繰越金	1
5 諸収入		11,943
	1 雑入	11,943
歳入合計		12,123,175

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 総務費		82,263
	1 総務管理費	82,263
2 後期高齢者医療金		12,030,464
	1 後期高齢者医療金	12,030,464
3 諸支出金		7,448
	1 償還金及び還付加算金	7,448
4 予備費		3,000
	1 予備費	3,000
歳出合計		12,123,175

第2表

債 務 負 担 行 為

(単位 千円)

事 項	期 間	限 度 額
保険料納入通知書封入封緘等委託事業	令 和 8 年 度	10,945
合	計	10,945

令和 7 年度和歌山市直轄事業用地先行取得事業特別会計予算

令和 7 年度和歌山市の直轄事業用地先行取得事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算)

第 1 条 歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ 1 8 8 , 6 9 4 千円と定める。

2 歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第 1 表 歳入歳出予算」による。

第1表

歳入歳出予算

歳入

(単位 千円)

款	項	金額
1 財産収入		188,694
	1 財産売却収入	188,694
歳入	合計	188,694

歳出

(単位 千円)

款	項	金額
1 国道42号事業費		188,444
	1 国道42号事業費	188,444
2 諸支出金		250
	1 国道42号事業費繰出金	250
歳出	合計	188,694

令和7年度和歌山市水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水戸数	1 8 7 , 3 5 3 戸
(2) 年間総配水量	4 5 , 3 5 2 , 0 0 0 m ³
(3) 一日平均配水量	1 2 4 , 2 5 2 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水管整備事業	3 , 8 2 9 , 4 5 4 千円
配水施設整備事業	3 2 3 , 6 8 1 千円
原浄水施設新設改良事業	1 , 4 2 6 , 0 9 9 千円

(収益的收入及び支出)

第3条 収益的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 水道事業収益	8 , 7 2 8 , 3 6 9 千円	
第1項 営 業 収 益	8 , 1 4 1 , 1 3 9 千円	
第2項 営 業 外 収 益	5 8 7 , 2 3 0 千円	
	支	出
第1款 水道事業費	7 , 3 0 2 , 3 0 7 千円	
第1項 営 業 費 用	6 , 6 6 1 , 4 5 5 千円	
第2項 営 業 外 費 用	6 0 7 , 8 5 2 千円	
第3項 特 別 損 失	3 , 0 0 0 千円	
第4項 予 備 費	3 0 , 0 0 0 千円	

(資本的收入及び支出)

第4条 資本的收入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的收入額が資本的支出額に対し不足する額3,955,846千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額485,391千円、過年度分損益勘定留保資金202,449千円、当年度分損益勘定留保資金2,901,492千円及び当年度利益剰余金処分額366,514千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 水道事業資本的收入	4 , 3 7 5 , 8 7 1 千円	
第1項 企 業 債	3 , 0 9 9 , 3 0 0 千円	

第2項	出資金	864,886千円
第3項	補助金	173,499千円
第4項	負担金	231,370千円
第5項	固定資産売却代金	6,816千円

支出

第1款	水道事業資本的支出	8,331,717千円
第1項	建設改良費	5,613,336千円
第2項	企業債償還金	2,718,381千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配水管整備事業	令和8年度	37,800 ^{千円}
配水施設整備事業	令和8年度から 令和10年度まで	2,961,937
加納浄水場更新設備事業	令和8年度から 令和11年度まで	5,105,177

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
配水管整備事業	2,132,600 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入ることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
配水施設整備事業	71,700			
施設整備事業	895,000			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、1,500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金

額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 1, 1 6 6, 7 3 6 千円

(2) 交 際 費 5 4 千円

(他会計からの補助金)

第 1 0 条 水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、1 3, 3 3 1 千円である。

(利益剰余金の処分)

第 1 1 条 当年度利益剰余金のうち 3 6 6, 5 1 4 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 3 6 6, 5 1 4 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 1 2 条 たな卸資産の購入限度額は、2 6 0, 7 6 1 千円と定める。

令和7年度和歌山市工業用水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度工業用水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 給水工場数	43工場
(2) 年間総配水量	80,447,000 m ³
(3) 一日平均配水量	220,403 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
配水施設整備事業	10,233千円
原浄水施設新設改良事業	411,753千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 工業用水道事業収益	2,327,959千円
第1項 営 業 収 益	2,254,074千円
第2項 営 業 外 収 益	73,885千円
支 出	
第1款 工業用水道事業費	1,817,072千円
第1項 営 業 費 用	1,665,434千円
第2項 営 業 外 費 用	141,638千円
第3項 予 備 費	10,000千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額68,669千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額34,124千円及び減債積立金34,545千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 工業用水道事業資本的収入	779,500千円
第1項 企 業 債	218,000千円
第2項 補 助 金	61,500千円
第3項 その他資本的収入	500,000千円
支 出	
第1款 工業用水道事業資本的支出	848,169千円

第1項 建設改良費 422,967千円

第2項 企業債償還金 425,202千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
配 水 施 設 整 備 事 業	令和8年度	181,500 ^{千円}
工 水 強 靱 化 事 業	令和8年度から 令和9年度まで	5,977,653
浄 水 場 整 備 事 業	令和8年度	201,470

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
施 設 整 備 事 業	218,000 ^{千円}	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入ることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、500,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 302,992千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第10条 工業用水道事業費の一部に充当するため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、4,104千円である。

(たな卸資産購入限度額)

第 1 1 条 たな卸資産の購入限度額は、82,006千円と定める。

啓

令和7年度和歌山市公共下水道事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度公共下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理面積	2, 4 9 0 ha
(2) 年間処理水量	2 7, 5 6 7, 0 0 0 m ³
(3) 一日平均処理水量	7 5, 5 2 6 m ³
(4) 主要な建設改良事業	
管渠整備事業	2, 9 7 7, 5 7 2 千円
ポンプ場整備事業	8 8 8, 7 5 9 千円
処理場整備事業	1, 3 2 0, 8 3 5 千円

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

	収	入
第1款 下水道事業収益	1 2, 2 4 4, 8 7 4 千円	
第1項 営 業 収 益	6, 4 5 0, 5 8 2 千円	
第2項 営 業 外 収 益	5, 7 9 4, 2 9 2 千円	
	支	出
第1款 下水道事業費	1 0, 8 4 6, 5 5 5 千円	
第1項 営 業 費 用	9, 8 9 6, 6 3 5 千円	
第2項 営 業 外 費 用	9 3 2, 9 2 0 千円	
第3項 特 別 損 失	2, 0 0 0 千円	
第4項 予 備 費	1 5, 0 0 0 千円	

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額5, 2 7 5, 8 5 4千円は当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額2 2 9, 6 7 8千円、当年度分損益勘定留保資金3, 8 9 4, 6 8 1千円、繰越利益剰余金処分別1 8 8, 3 1 8千円及び当年度利益剰余金処分別9 6 3, 1 7 7千円で補填するものとする。）。

	収	入
第1款 下水道事業資本的収入	7, 4 6 5, 5 8 6 千円	
第1項 企 業 債	3, 9 2 8, 6 0 0 千円	

第2項 補助金 2,685,424千円
 第3項 負担金 850,562千円
 第4項 分担金 1,000千円

支出

第1款 下水道事業資本的支出 12,741,440千円
 第1項 建設改良費 5,189,021千円
 第2項 企業債償還金 7,052,419千円
 第3項 他会計からの長期借入金償還金 500,000千円

(債務負担行為)

第5条 債務負担行為をすることができる事項、期間及び限度額は、次のとおりと定める。

事 項	期 間	限 度 額
水洗便所等改造資金利子等補給事業	令和8年度から 令和13年度まで	貸付限度額1,000千円 の4.38%と利息相当額
ポンプ場整備事業	令和8年度から 令和9年度まで	2,188,100

(企業債)

第6条 起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的	限 度 額	起 債 の 方 法	利 率	償 還 の 方 法
公共下水道事業	千円 2,697,000	普通貸借又は証券発行。借入時期は令和7年度中とする。ただし、工事の進捗状況等により起債額の全部又は一部を翌年度に繰り延べて借入ることができる。	年4.0%以内（ただし、利率見直し方式で借り入れる政府資金及び地方公共団体金融機構資金について、利率の見直しを行った後においては、当該見直し後の利率）	政府その他の資金の借入れについては、その融通条件による。ただし、企業財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、又は繰上償還若しくは低利に借り換えることができる。
公共下水道事業借換債	451,400			
資本費平準化債	780,200			

(一時借入金)

第7条 一時借入金の限度額は、10,000,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第8条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用（消費税及び地方消費税に限る。）

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第9条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 8 7 0 , 0 9 7 千円

(2) 交 際 費 5 4 千円

(他会計からの補助金)

第 1 0 条 公共下水道事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、7 , 9 0 3 , 1 4 7 千円である。

(利益剰余金の処分)

第 1 1 条 繰越利益剰余金及び当年度利益剰余金のうち 1 , 1 5 1 , 4 9 5 千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 1 , 1 5 1 , 4 9 5 千円

(たな卸資産購入限度額)

第 1 2 条 たな卸資産の購入限度額は、2 2 1 , 6 3 1 千円と定める。

令和7年度和歌山市農業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度農業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	3 2 8 戸
(2) 年間処理水量	9 5 , 0 0 0 m ³
(3) 一日平均処理水量	2 6 0 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 農業集落排水事業収益	1 3 5 , 2 1 3 千円
第1項 営 業 収 益	1 6 , 6 7 4 千円
第2項 営 業 外 収 益	1 1 8 , 5 3 9 千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業費	1 1 8 , 3 0 4 千円
第1項 営 業 費 用	1 1 0 , 5 4 9 千円
第2項 営 業 外 費 用	6 , 7 3 5 千円
第3項 特 別 損 失	2 0 千円
第4項 予 備 費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,406千円は過年度分損益勘定留保資金2,620千円、当年度分損益勘定留保資金27,630千円及び繰越利益剰余金処分別14,156千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 農業集落排水事業資本的収入	6 , 1 5 3 千円
第1項 補 助 金	6 , 1 5 3 千円
支 出	
第1款 農業集落排水事業資本的支出	5 0 , 5 5 9 千円
第1項 建 設 改 良 費	1 , 2 4 4 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	4 9 , 3 1 5 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職員給与費 17,291千円

(2) 交際費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 農業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,825千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち14,156千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減債積立金 14,156千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,999千円と定める。

令和7年度和歌山市漁業集落排水事業会計予算

(総 則)

第1条 令和7年度漁業集落排水事業会計の予算は、次に定めるところによる。

(業務の予定量)

第2条 業務の予定量は、次のとおりとする。

(1) 処理戸数	6 4 6 戸
(2) 年間処理水量	1 3 0 , 7 0 0 m ³
(3) 一日平均処理水量	3 5 8 m ³

(収益的収入及び支出)

第3条 収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業収益	1 4 9 , 6 4 2 千円
第1項 営 業 収 益	2 9 , 7 8 2 千円
第2項 営 業 外 収 益	1 1 9 , 8 6 0 千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業費	1 3 5 , 3 9 6 千円
第1項 営 業 費 用	1 2 4 , 2 1 7 千円
第2項 営 業 外 費 用	1 0 , 1 5 9 千円
第3項 特 別 損 失	2 0 千円
第4項 予 備 費	1 , 0 0 0 千円

(資本的収入及び支出)

第4条 資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める（資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額44,661千円は過年度分損益勘定留保資金2,172千円、当年度分損益勘定留保資金30,520千円及び繰越利益剰余金処分別11,969千円で補填するものとする。）。

収 入	
第1款 漁業集落排水事業資本的収入	8 , 3 9 1 千円
第1項 補 助 金	8 , 3 7 2 千円
第2項 分 担 金	1 9 千円
支 出	
第1款 漁業集落排水事業資本的支出	5 3 , 0 5 2 千円
第1項 建 設 改 良 費	3 , 4 9 7 千円
第2項 企 業 債 償 還 金	4 9 , 5 5 5 千円

(一時借入金)

第5条 一時借入金の限度額は、100,000千円と定める。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第6条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

(1) 営業費用と営業外費用(消費税及び地方消費税に限る。)

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第7条 次に掲げる経費については、これらの経費の金額を、これらの経費のうち他の経費の金額に、若しくはこれら以外の経費の金額に流用し、又はこれら以外の経費をこれらの経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。

(1) 職 員 給 与 費 17,291千円

(2) 交 際 費 54千円

(他会計からの補助金)

第8条 漁業集落排水事業運営のため一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、106,684千円である。

(利益剰余金の処分)

第9条 繰越利益剰余金のうち11,969千円は、次のとおり処分するものと定める。

(1) 減 債 積 立 金 11,969千円

(たな卸資産購入限度額)

第10条 たな卸資産の購入限度額は、1,683千円と定める。